資料５－４

性犯罪にかかる改正刑法（R5.7.13施行）と
北海道青少年健全育成条例との関係について

保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

【改正刑法】不同意わいせつ罪・不同意性交等罪における性交同意年齢の引上げ

○ 刑法の改正内容①

改正後	改正前
第176条　**不同意わいせつ** 　次に掲げる行為（中略）により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ（中略）、わいせつな行為をした者は、６月以上10年以下の拘禁刑に処する。 　一～八　略 ２　略 ３　**16歳未満の者**に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より５年以上前の日に生まれた者に限る。）も第１項と同様とする。	第176条　**強制わいせつ** 　13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をしたものは、６月以上10年以下の懲役に処する。**13歳未満の者**に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。
第177条　**不同意性交等** 　前条第１項各号に行為（中略）により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ（中略）、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、５年以上の有期拘禁刑に処する。 ２　略 ３　**16歳未満の者**に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より５年以上前の日に生まれた者に限る。）も第１項と同様とする。	第177条　**強制性交等** 　13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交等をした者は、強制性交等の罪とし、５年以上の有期刑に処する。**13歳未満の者**に対し、性交等をした者も、同様とする。

性交同意年齢を16歳未満に引上げ（相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が５歳以上年長のとき）

上記と同様に年齢引上げ

【改正刑法】不同意わいせつ罪・不同意性交等罪における性交同意年齢の引上げ

○ 青少年健全育成条例

18歳未満の「青少年」との淫行等を禁止

（淫行等の禁止）

第38条　何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつな行為をしてはならない。

２　何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

３　何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

○ 刑法と条例の関係

今　後	これまで
・**16歳未満の者**に対する淫行等は、刑法を適用。 ・条例は刑法の法域外である**「16～17歳」**及び**「刑法の５歳年齢差の要件を満たさない場合」**の青少年に対する淫行等を規制するものとして適用。	・**13歳未満の者**に対する淫行等は、刑法を適用。 ・条例は刑法の法域外である**「13歳以上」**の青少年に対する淫行等を規制するものとして適用。

例：被害者15歳、行為者19歳による淫行（年齢差５歳未満）
※刑法に抵触しないが、条例に抵触

○ 条例改正の必要性等

従前から、条例は刑法の法域外を規制しており、引き続き、青少年健全育成に向け、刑法の法域外である「16～17歳」等の青少年に対する行為を規制する必要がある。

➡ **現行条例の規定により規制を継続する。**

【改正刑法】16歳未満の者に対する面会要求等罪

○ 刑法の改正内容②

新設

第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）

わいせつの目的で、**16歳未満の者**に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より５年以上前の日に生まれた者に限る。）は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一　威迫し、偽計を用い又は誘惑して**面会を要求**すること。

二　拒まれたにもかかわらず、反復して**面会を要求**すること。

三　金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして**面会を要求**すること。

２　前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該**16歳未満の者**と面会をした者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

３　**16歳未満の者**に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第２号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を**要求**した者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より５年以上前の日に生まれた者に限る。）は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一　性交等をする姿態をとってその**映像を送信**すること。

二　前号に掲げるもののほか、（中略）性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその**映像を送信**すること。

※**面会要求**については、現行条例では規制対象外

他都府県でもこれまで規制なし

※**映像送信要求**については、条例第38条の２により規制対象

ポイント

第１項
わいせつ目的で、16歳未満の者に一定の要件のもと面会要求する行為を規制。

第２項
面会要求の罪を犯し、さらに、わいせつ目的で実際に面会した場合は加重処罰あり。

第３項
16歳未満の者に対し、性的な姿態をとってその映像を送信することの要求行為を規制。

第１項・３項共通
13歳未満の者への行為は一律処罰の対象。13歳から15歳までの者への行為は、行為者が５歳以上年長のとき、処罰の対象。

【改正刑法】16歳未満の者に対する面会要求等罪

○ 面会要求について

条例第38条の「淫行等の禁止」同様、青少年を保護するため条例で刑法の法域外の部分を規制することも可能であるが、本罪は行為者の内心面が犯罪成立の大きな要素となり得ることから、規制するにあたっては他都府県の動向や道内の被害状況等に基づき慎重な判断が必要。

○ 他府県の条例改正（令和５年11月２日付全国調査結果）

条例改正予定	都府県数	割　合	備　考
改正予定あり	１県（広島県）	全体の約 2.2%	
改正予定なし	33都府県	〃　71.7%	刑法改正後の社会情勢等を注視する
検討中	10県	〃　21.7%	具体的に内容を検討している県なし
不明	２県	〃　4.3%	

現時点での条例改正は行わないこととし、
引き続き、他都府県の動向や社会情勢の変化等を注視し、
必要に応じて条例改正を検討。

【改正刑法】16歳未満の者に対する面会要求等罪

○ 映像送信要求について（青少年健全育成条例）

18歳未満の「青少年」に、一定要件のもと当該青少年の児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第38条の２　何人も、青少年に対し、次の各号のいずれかに該当して当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第２条第３項に規定する児童ポルノ又は同法第７条第２項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第１号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（１）　当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたとき。

（２）　当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をしたとき。

（３）　当該青少年が13歳未満の者であるとき。

○ 刑法と条例の関係

今　後	これまで
・**16歳未満の者**に対する映像送信要求は、**刑法を適用**。 ・条例は刑法の法域外である**「16～17歳」**及び**「刑法の５歳年齢差の要件を満たさない場合」**の青少年に対する要求行為を規制するものとして適用。	・映像送信要求（児童ポルノ等の提供を求める行為）は**刑法の規制なし**。 ・**条例では**、「提供を拒まれたとき」、「威迫・困惑等させたとき」、「当該少年が13歳未満のとき」のいずれかに該当する場合、**処罰の対象**。

【改正刑法】16歳未満の者に対する面会要求等罪

○ 条例改正の必要性等

・今般の刑法改正で、新たに児童ポルノの要求行為が法規制されたが、引き続き、青少年の健全育成に向け、刑法の法域外である16～17歳に対する行為や、「5歳年齢差」の要件を満たさないケースの要求行為等を条例で規制する必要性あり。

・法は、いわゆる児童ポルノの「自画撮り（児童に姿態をとらせ）」について、その要求行為の一切を規制するのに対し、条例は「自画撮り」以外の当該青少年に係る児童ポルノ（撮り置きしていた画像等）も規制対象とするほか、常習者に対する加重処罰を設けているなど、広く規制してきた。現行条例は改正刑法と相反するものではなく、刑法の法域外を今後も規制する必要がある。

条例改正は行わないこととする。